

令和6年度事業計画

第1 警備業務適正化及び経営基盤強化のための各種施策の推進

- 1 警備業の基本問題である「経営基盤の強化」を図るため、社会情勢を踏まえた警備業の在り方、デジタル化の推進に向けた各種研修会等を開催する。
- 2 個々事業者における適正取引を一層推進し、賃金引上げの環境を整備するため、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の更なる実践と定着を図る。
- 3 令和5年度に刷新された「警備業経営者のための倫理要綱」、警備員の守るべき規範を定めた「警備員規範」、「警備員心得」及び当協会が独自に制定した「警備士の服装・身だしなみに関するガイドライン」の周知徹底と実践に努める。
- 4 警備業法等の一部改正内容の周知と、新設された「標識」の掲示及び自社ホームページへの掲載を徹底する。
- 5 暴力団等反社会的勢力排除に関する各種施策の推進を図る。
- 6 加盟員に係る警備業法違反等の排除とコンプライアンスの徹底を図る。
- 7 青年部会の各種事業への積極的参画と活性化を図る。
- 8 警備業の社会的信頼を確保するための地域貢献事業の活性化を図る。
- 9 「ガードくん賠償責任保険」（警備業者賠償責任団体保険）の普及促進に努める。

第2 警備業におけるDX及びICT・テクノロジーの活用

- 1 協会ホームページを最大限に活用した会員への迅速な情報提供と多くの方に業界を知ってもらうためのデジタルを活用した広報を推進する。
- 2 協会で行き届く様々なデータをクラウドによる保存とするなど、さらなるICT・テクノロジーの活用促進に向けた取組を強化する。
- 3 「全警協eラーニング」の活用促進を図る。

第3 関係官庁との連携

- 1 県、警察等の関係官庁に対し、警備業界の現状を踏まえた意見・要望を伝えるとともに、関係官庁指導の下、協会業務の円滑かつ適正な運営を図る。
- 2 各種会議等の開催に当たり、関係官庁担当者を招聘しての指導等を受けるほか、必要に応じて警備業法改正等業界からの意見・要望等を関係官庁に伝え、警備業の適正な運営に資する。
- 3 県及び警察と連携した犯罪が起きにくい安全・安心なまちづくりやテロ対策活動等の社会貢献活動を推進する。
- 4 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病発生時における県担当課との取り

決めによる速やかな交通誘導警備業務を推進するとともに、県との間で防疫業務に対する協定締結に向けた協議を推進する。

第4 警備士不足問題への対応

- 1 今後ますます深刻化することが予想される警備士不足問題について、労働局やハローワーク等関係機関と連携を図り、警備業における求人・求職者のマッチング促進を図る取組を推進する。
- 2 「人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携に関する申合せ」に基づき、自衛隊における就職援護業務を行う山口地方協力本部との情報交換を行い、退職自衛官の警備業界への円滑な再就職支援を行う。
- 3 多くの方に警備士（警備業）への興味を抱かせるべく、協会ホームページを活用した現場警備士の意見・感想を「警備士の声」として掲載する。

第5 会議の開催

- 1 定時総会は令和6年5月に開催し、事業計画、収支予算及び役員改選等の重要事項を審議する。臨時総会は必要に応じて開催する。
- 2 新年互礼会を令和7年1月に開催する。
- 3 役員会は事業年度に2回開催し、臨時役員会は必要に応じて開催する。
- 4 警備業に関する各種問題の解決や、事業計画に基づく各種事業を円滑・適正に推進するため、各委員会（総務・教育・労務・防災）及び青年部会を開催する。

第6 教育事業の推進

- 1 警備士の資質向上のための各種研修会、訓練等の開催と調査研究事業の推進を図る。
- 2 公安委員会との委託契約に基づく警備員指導教育責任者講習の開催に当たっては、県警察と連携して講習の充実を図り、多くの資格者輩出に努める。
- 3 検定資格を取得するための特別講習を適正かつ効果的に開催するため、講習講師の教育技法、指導能力の向上に努めるとともに、受講者に対する事前講習を原則2回開催することで多くの資格者を輩出し、警備士の知識、技術の向上及び社会的地位の向上を図る。
- 4 警備員指導教育責任者講習講師及び特別講習講師の指導力向上及び講師の若返りを図るため、会員会社より講師適任者を人選する。

第7 労働災害の防止と大規模災害への対応

- 1 関係機関及び加盟企業との間で、労働災害事故に係る情報交換を行い同種事故の再発防止に努めるほか、全国警備業協会が発信する「重大労災事故速報」等全国の労働災害発生状況を速やかに会員へ情報提供するなど労働災害

の防止活動を推進する。

- 2 夏前の時期より熱中症に対する危険性の周知や被害防止対策を徹底する。
- 3 県警担当者の指導を得、青年部を中心に交通誘導警備業務を対象とした安全パトロールを実施する。
- 4 労働災害防止活動の一環として、ポスター・論文・標語を募集し、優秀作品を表彰するとともに啓発活動を促進する。
- 5 県警察と締結している大規模災害発生時における災害支援協定について、時の経過を経て、現状に沿う形で双方が使いやすい内容となるべく協議を継続する。
- 6 大規模災害時に加盟員が迅速に活動できるよう、警備業者としてのBCP（事業継続計画）の策定及び自然災害発生時における労働災害を防止することを目的に全国警備業協会が策定した「自然災害発生時における警備員の安全確保のためのガイドライン」の普及啓発を図る。

第8 広報活動の積極的推進

- 1 「警備の日」と記載されたマグネットシートの会員への配布と安全パトロール活動と連携した「警備の日」を周知するための広報活動を推進する。
- 2 積極的な広報を継続するため、常にホームページの内容拡充を図るほか、「警備士の声」による新たな現場警備士の生の声を発信する。

第9 その他

- 1 警備業界における表彰制度の更なる促進を図るため、表彰等取扱規程の積極的な適用を行う。
- 2 表彰等取扱規程の対象ではない各種功労事案に対しては、当協会独自の規定「警備士の各種功労に対する表彰」を積極的に適用する。
- 3 「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく業務運営の推進を図る。
- 4 協会未加入業者に対する加入促進を図るほか、未加入業者による危険性の高い業務内容等認知した場合においては、協会による指導（助言）を行う。